

令和 8 年 5 月 30 日

【重要】特定金属お持ち込み時の「身分証明書」提示義務化のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 6 月 1 日より、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)」が全面施行されます。これに伴い、特定金属をお持ち込みいただくすべてのお客様を対象に、「写真付き身分証明書」による本人確認が義務付けられました。

特定金属のお持ち込みの際は、下記のいずれかの身分証明書をご提示いただきますようお願い申し上げます。

【ご提示いただく身分証明書(顔写真付きのもの)】

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- 在留カード / 特別永住者証明書
- パスポート(旅券) など

【特定金属に該当するもの】

- ① 電線屑・銅屑・真鍮屑・砲金屑など
- ② 業務用エアコンやエコキュートの室外機・銅管など
- ③ その他、銅を多く含有する金属

お客様にはお手数をおかけいたしますが、法令遵守および盗難品の流通防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

博多金物株式会社